

第 6 回 姫路市自転車等駐車対策協議会

検討資料①：中間報告の対象とするテーマ等について

I. 中間報告書の構成（案）

1. 協議会の概要
 - 1.1 設置趣旨
 - 1.2 協議会の位置づけ
 - 1.3 協議会の委員
 - 1.4 協議会開催状況及び協議事項
2. 姫路市の放置自転車対策の現状と課題
 - 2.1 これまでに行ってきた放置自転車対策
 - 2.1.1 放置禁止区域の指定と放置自転車への警告・撤去
 - 2.1.2 公設駐輪場の整備運営
 - 2.2 放置自転車の現状
 - 2.3 放置自転車対策における課題
 - 2.4 課題に対する委員の意見（第 1～3 回協議会より）
 - 2.5 中間報告の対象とする範囲
3. 公設駐輪場のコスト負担のあり方に関する調査及び協議
 - 3.1 協議会で行った調査とその結果
 - 3.2 委員の主な意見
4. 審議結果と提言：公設駐輪場のコスト負担のあり方について
 - 4.1 公設駐輪場整備運営コストの分担の考え方
 - ・ 整備運営にかかるコストは公費で負担すべきか
 - ・ コスト負担を利用者にも求めるべきか
 - ・ 無料駐輪場と有料駐輪場の並存を許容すべきか
 - 4.2 公設駐輪場の有料・無料の切り分けについて
 - ・ どのような駐輪場を有料とすべきか
 - ・ 有料駐輪場、無料駐輪場の基準となるサービスについて
 - ・ 有料駐輪場の料金設定について
 - 4.3 さらに検討、協議を進めるべき事項
5. 総括

Ⅱ. 中間報告書の記載内容（案）

1. 協議会の概要

1.1 設置趣旨

協議会の設置に至った経緯と、協議会の目的について

1.2 協議会の位置づけ

市の附属機関としての協議会の位置づけ、根拠法等

1.3 協議会の委員

委員の紹介

1.4 協議会開催状況及び協議事項

第 1 回から第 8 回までの協議会の開催状況と議事

2. 姫路市の放置自転車対策の現状と課題

2.1 これまでに行ってきた放置自転車対策

姫路市が行ってきた放置自転車対策の概要

2.1.1 放置禁止区域の指定と放置自転車への警告・撤去

規制行政として行われてきた放置自転車対策の詳細

2.1.2 公設駐輪場の整備運営

放置自転車対策のため整備された公設駐輪場の整備運営状況

2.2 放置自転車の現状

放置自転車対策の結果、大幅に放置自転車数が減少した現状

2.3 放置自転車対策における課題

規制行政の課題と、協議会で解決を目指す公設駐輪場の課題（以下の 5 つ）

- （１）公設駐輪場の管理コスト負担
- （２）有料・無料、公設・民営の駐輪場の混在
- （３）公設駐輪場による民営圧迫のおそれ
- （４）条件の良い無料駐輪場への利用者の集中
- （５）放置自転車対策として整備された公設駐輪場の限界

2.4 課題に対する委員の意見（第 1～3 回協議会より）

課題解決のための協議の中で委員からいただいた主な意見を以下の 4 つに分類

- （１）公設駐輪場のコスト分担を利用者に求めるか
- （２）駐輪場の整備運営を公主体で行うべきか
- （３）公設駐輪場は「放置自転車対策」のための施設であるべきか
- （４）その他

2.5 中間報告の対象とする範囲

第 3 回協議会において、それまでの協議内容を踏まえて、優先して協議するテーマを「公設駐輪場のコスト負担・料金徴収のあり方」「公主体の駐輪場整備運営の是非」「公設駐輪場の整備運営目的を放置自転車対策に置くべきか」の 3 つに絞った。

そのうち、最も優先度の高い「公設駐輪場のコスト負担・料金徴収のあり方」について協議結果を整理し、報告する。

3. 公設駐輪場のコスト負担のあり方に関する調査及び協議

3.1 協議会で行った調査とその結果

協議会で行った他都市調査について解説

3.2 委員の主な意見

公設駐輪場のコスト負担に関し委員からいただいた主な意見を以下の5つに分類

- (1) 公設駐輪場のコスト負担を利用者に求めることについて
- (2) 公設駐輪場を無料で提供することの是非について
- (3) 無料駐輪場と有料駐輪場の棲み分けについて
- (4) 有料駐輪場の基準となるサービスと料金設定について
- (5) その他

4. 審議結果と提言：公設駐輪場のコスト負担のあり方について

4.1 公設駐輪場整備運営コストの分担の考え方

現在、整備運営コストの多くを市が負担している公設駐輪場について、そのコスト分担を、利用者、原因者、受益者等に求め、市の負担を適切に分散することを検討する。その中で、まずは、無料駐輪場の有料化により利用者にコスト分担を求めることを考える。

- ・ 整備運営にかかるコストは公費で負担すべきか

放置自転車問題が改善し放置自転車対策としての公設駐輪場の目的は果たされたといえるが、公設駐輪場をなくせば再び放置自転車が発生すると考えられる。自転車法の規定に基づき放置自転車対策のために整備された公設駐輪場であり、放置自転車対策を行うことにより道路環境を維持するという観点からも、一定の公費負担が発生することはやむを得ない。しかしながら、駐輪場の維持管理を全て公がやるべきか、公費のみで費用負担を賄うべきかは議論の余地がある。

- ・ コスト負担を利用者にも求めるべきか

市の負担するコストは税での対応であり、利用者にコスト負担を求めないということは全市民に求めることと同義である。過去の事例やアンケート調査からも、適切なサービスを提供すれば有料化は利用者に受け入れられるものと考えられ、受益者負担の観点からも有料化により利用者にコストの一部を負担してもらうべきである。

- ・ 無料駐輪場と有料駐輪場の並存を許容すべきか

受益者負担の観点からは有料が原則になるが、放置自転車対策や自転車活用推進という施策を推進する観点から、最低限の駐輪環境は無料で提供するという考え方も許容されるべきである。同じ環境、同じ条件で有料・無料が併存することは望ましくないが、差別化したうえでの並存は可能である。

4.2 公設駐輪場の有料・無料の切り分けについて

公設駐輪場を一律に有料もしくは無料とせず有料無料を併存させるのであれば、有料駐輪場と無料駐輪場の差別化、線引きが必要である。また、現状を維持するのではなく、無料駐輪場のうち有料化が可能なものを切り分けて有料化を進めることにより、適切な受益者負担を推進するべきである。

- ・ どのような駐輪場を有料とすべきか

今後新設する公設駐輪場については、できる限り有料とすることが望ましい。また、既存の無料駐輪場の部分的な有料化を検討するにあたり、有料化すべき無料駐輪場を選定するための基準、考え方の整理が必要である。

- ・ 有料駐輪場、無料駐輪場の基準となるサービスについて

無料駐輪場と有料駐輪場にサービス及び設備の面で差を設けるのであれば、どの程度のサービス・設備を備えていれば有料とし得るのか、その基準を定義する必要がある。

- ・ 有料駐輪場の料金設定について

公設有料駐輪場の利用料金については、公的施設として公平性を保つために一定のルールと料金設定について説明できる理由が必要になる。一方で、駐輪場の民営化や民営駐輪場との共存などを考えると、市場原理に則った柔軟な料金体系や地域の事情を考慮した料金設定を行うべきという考え方もある。

4.3 さらに検討、協議を進めるべき事項

- 無料駐輪場であっても最低限備えるべき設備・サービス
- 有料駐輪場の料金体系
- 優先的に有料化すべき無料駐輪場の選定
- 有料化の困難な無料駐輪場の選定
- 鉄道事業者等が敷地を所有する無料駐輪場の有料化について

5. 総括